

## 第15章 準備書の記載事項の修正内容

環境影響評価法第20条第1項に基づく愛知県知事意見並びに同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条に基づく国土交通大臣及び都市計画同意権者意見等を勘案して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、評価書において行った修正等は表15-1に示すとおりである。

なお、表現の適正化及び誤字、脱字等の修正については適宜行った。

表15-1 (1) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
3-10 図3-11 都市計画対象道路事業実施区域	—	環境影響評価を行った都市計画案を踏まえ、法面や工事施工ヤード等の設置が想定される範囲を含んだ区域に修正（以下、すべての図面について同様に修正）
3-18 2)都市計画原案作成における配慮事項	…南部区間は主に盛土構造で、… <u>その上で</u> 、やむを得ず既存集落等を通過する区間については、地域分断の回避や通学等日常生活の安全性・利便性に配慮し、横断路や見通し等が確保される橋梁・高架構造又は函渠構造とした。	…南部区間は <u>バイパス</u> で主に盛土構造とし、… <u>南部区間において</u> 、やむを得ず既存集落等を通過する区間については、 <u>沿線住民及びその他関係者の意見を伺いながら</u> 、 <u>本来盛土構造の区間であっても</u> 、 <u>地域分断の回避や通学等日常生活の安全性・利便性に等を踏まえ</u> 、 <u>横断路や見通し等が確保される橋梁・高架構造とし</u> 、また、 <u>本来切土構造の区間であっても</u> 、 <u>地域分断の回避や土地の改変を極力少なくすること</u> 等を踏まえ函渠構造とした。
3-18 3)詳細設計にあたつての配慮事項	…極力在来種による緑化を行い、できる限り周辺環境・景観と…	…極力在来種による緑化を行い、 <u>改変に伴い発生する表土を可能な限り活用するなど</u> 、できる限り周辺環境・景観と…
3-19 4)事業実施段階における配慮事項	—	塗装工が必要となる場合は、揮発性有機化合物（VOC）の排出及び飛散の抑制に向け、 <u>実施可能な範囲で</u> 、工場塗装の実施、VOC含有量の少ない塗料や、 <u>塗着効率の高い塗装方法の採用</u> を検討していくこととする。
	—	公共用水域において工事を実施する場合には、仮縫切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事においても濁水の流出防止に十分配慮する。

表15-1 (2) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
3-19 4)事業実施段階における配慮事項	資材等の調達にあたっては、「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」及び「愛知県環境物品等調達方針」に基づき、…	資材等の調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)に基づき、…
3-19 4)事業実施段階における配慮事項	…温室効果ガス発生量の削減に積極的に努める。	…温室効果ガス発生量の削減に積極的に努める。また、供用後においては、省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化について検討する。
4-2-44 表4-2-26 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準	備考 3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。	3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
4-2-57 11) 「土壤汚染対策法」の規定による指定区域	…要措置区域は存在しないが、第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域は、表4-2-38に示すとおり、東海市に1件指定されている。	…要措置区域及び第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域は、対象区域には存在しない。
8-1-39 表8-1-17 予測に用いる気象データ	9 常滑市大塚町の気象データ 調査地点4 常滑市金山	9 常滑市大塚町の気象データ 調査地点3 知多市金沢
8-1-47 表8-1-24(1) 建設機械の稼働に係る二酸化窒素の予測結果	9 常滑市大塚町 寄与濃度 0.0003 合計 0.0123 年間98%値 0.027 10 常滑市金山 寄与濃度 0.0004 合計 0.0124 年間98%値 0.027	9 常滑市大塚町 寄与濃度 0.0000 合計 0.0120 年間98%値 0.026 10 常滑市金山 寄与濃度 0.0001 合計 0.0121 年間98%値 0.026

表15-1 (3) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-1-47 表8-1-24(2) 建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測結果	9 常滑市大塚町 寄与濃度 <u>0.00003</u> 合計 <u>0.02303</u>  10 常滑市金山 寄与濃度 <u>0.00003</u> 合計 <u>0.03003</u>	9 常滑市大塚町 寄与濃度 <u>0.00000</u> 合計 <u>0.02300</u>  10 常滑市金山 寄与濃度 <u>0.00001</u> 合計 <u>0.03001</u>
8-1-49 表8-1-26(1) 整合を図るべき基準等との整合性に係る評価結果(二酸化窒素)	9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.0123</u> 年間98%値 <u>0.027</u>  10 常滑市金山 年平均値 <u>0.0124</u> 年間98%値 <u>0.027</u>	9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.0120</u> 年間98%値 <u>0.026</u>  10 常滑市金山 年平均値 <u>0.0121</u> 年間98%値 <u>0.026</u>
8-1-49 表8-1-26(2) 整合を図るべき基準等との整合性に係る評価結果(浮遊粒子状物質)	9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.02303</u>  10 常滑市金山 年平均値 <u>0.03003</u>	9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.02300</u>  10 常滑市金山 年平均値 <u>0.03001</u>
8-1-68 表8-1-37 予測に用いる気象データ	8 常滑市大塚町の気象データ 調査地点4 常滑市金山	8 常滑市大塚町の気象データ 調査地点3 知多市金沢
8-1-103 表8-1-53 各道路における時間変動係数の設定方法	平成23年度に実施した現地における実測結果を基に設定した。	平成22年度道路交通センサスにおける県道半田常滑線の結果及び平成23年度に実施した現地における実測結果を基に設定した。
8-1-107 表8-1-56 予測に用いる気象データ	8 常滑市大塚町の気象データ 調査地点4 常滑市金山	8 常滑市大塚町の気象データ 調査地点3 知多市金沢
8-1-141 表8-1-65 整合を図るべき基準等との整合性に係る評価結果(二酸化窒素)	年平均値 1 東海市大田町 <u>0.0229</u> 5 知多市日長2 <u>0.0132</u> 9 常滑市金山 <u>0.0123</u>	年平均値 1 東海市大田町 <u>0.0228</u> 5 知多市日長2 <u>0.0131</u> 9 常滑市金山 <u>0.0122</u>
8-1-141 表8-1-66 整合を図るべき基準等との整合性に係る評価結果(浮遊粒子状物質)	年平均値 1 東海市大田町 <u>0.03348</u> 4 知多市日長1 <u>0.02296</u> 5 知多市日長2 <u>0.02299</u> 9 常滑市金山 <u>0.03005</u>	年平均値 1 東海市大田町 <u>0.03308</u> 4 知多市日長1 <u>0.02306</u> 5 知多市日長2 <u>0.02309</u> 9 常滑市金山 <u>0.03002</u>
8-2-15 表8-2-5 調査期間 表8-2-6 調査期間	注 —	注 2) 調査は測定上、同条件の2回(平日でかつ雨・強風の日やセミなどの虫の声等の自然音の影響を受けない平均的な状況を呈する日)に分けて実施した。

表15-1 (4) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-2-20 予測式	[基本式] $L_{Aeff} = L_{WAeff} - 8 - 20 \log_{10} \frac{r_i}{r_0} + \Delta L_{dif}$ $r_0$ : 基準の距離 (=10m)  [回折補正量の計算] 予測点Pから音源Sが見える場合 $-5 - 15.2 \sinh^{-1}(\delta^{0.42})$	[基本式] $L_{Aeff} = L_{WAeff} - 8 - 20 \log_{10} r + \Delta L_{dif}$ 削除  [回折補正量の計算] 予測点Pから音源Sが見える場合 $-5 + 15.2 \sinh^{-1}(\delta^{0.42})$
8-2-37 表8-2-11(2) 予測対象の工事区分、工種及びユニット	9 常滑市大塚町のユニット 鋼矢板 (バイブルハンマ工) を設定	9 常滑市大塚町のユニット 鋼橋架設を設定
8-2-41 (2) 環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、法令を準拠するよう適切に検討し、検討にあたっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表することとする。
8-2-41 表8-2-17 環境保全措置の内容	注 —	注 2) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定する。
8-2-42 表8-2-18 環境保全措置の効果	—	環境保全措置の効果を追加
8-2-83～85 表8-2-33 自動車の走行に係る騒音予測結果	注 —	注 5) 表中の既存道路の予測結果は、対象道路ができることに伴い、既存道路の交通量の変化による影響の程度を示している。 7) 予測値に※がついた地点は、既存道路から相当程度遠い、もしくは、その予測値が周辺の一般環境騒音と比べて小さいことから、対象道路のみに面する地域に存在するとみなしている。
8-2-84 表8-2-33(2) 自動車の走行に係る騒音予測結果	6 知多市金沢 背後地 1.2m 夜間 対象道路予測結果 <u>64</u>	6 知多市金沢 背後地 1.2m 夜間 対象道路予測結果 <u>54</u>
8-2-90 図8-2-19(5) 騒音平面分布図	—	横断分布図の修正
8-2-96 図8-2-19(11) 騒音平面分布図	—	予測地点（背後地における最大地点）の修正

表15-1 (5) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-2-97 (2) 環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、遮音壁の高さ、設置範囲、構造等については、事業実施段階で適切に検討する。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、遮音壁の高さ、設置範囲、構造等について適切に検討し、検討にあたっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表することとする。
8-2-97 表8-2-35 環境保全措置の内容	注 —	注 2) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術動向を踏まえて決定する。
8-2-98~99 表8-2-36 環境保全措置の効果	—	環境保全措置の効果を追加
8-3-15 表8-3-5 調査期間 表8-3-6 調査期間	注 —	注 2) 調査は測定上、同条件の2回（平日でかつ振動が平均的な状況を呈する日）に分けて実施した。
8-3-46 (b) 工事用車両の交通条件	…工事用車両の <u>1日</u> の平均日交通量が最大となる時期の…	…工事用車両の <u>1ヶ月間</u> の平均日交通量が最大となる時期の…
8-3-46 表8-3-22 工事用車両の交通条件	1 東海市大田町 <u>2,278</u> 2 東海市横須賀町 <u>628</u> 3 知多市新知 <u>1,844</u> 4 知多市長浦 <u>1,566</u> 5 知多市日長 <u>278</u> 7 知多市南郷谷本町2 <u>126</u> 8 常滑市大塚町 <u>604</u>	1 東海市大田町 <u>2,280</u> 2 東海市横須賀町 <u>630</u> 3 知多市新知 <u>1,840</u> 4 知多市長浦 <u>1,570</u> 5 知多市日長 <u>280</u> 7 知多市南郷谷本町2 <u>130</u> 8 常滑市大塚町 <u>600</u>
8-3-54 ②予測地域及び予測地点	[予測地点選定の基本的な考え方] ④予測地点の選定 ・予測地域において、地域を代表する地点を予測地点に選定 ・インターチェンジ部や函渠坑口部等道路構造や交通条件が複雑に変化する箇所は、平面的な影響を把握する予測エリアとして選定	[予測地点選定の基本的な考え方] ④予測地点の選定 ・予測地域において、地域を代表する地点を予測地点に選定
8-3-73 表8-3-38 整合を図るべき基準等との整合性に係る評価結果	5 知多市日長2 昼間 <u>46</u> 夜間 <u>44</u> 6 知多市金沢1 昼間 <u>47</u> 7 知多市金沢2 昼間 <u>41</u> 夜間 <u>40</u>	5 知多市日長2 昼間 <u>47</u> 夜間 <u>45</u> 6 知多市金沢1 昼間 <u>46</u> 7 知多市金沢2 昼間 <u>40</u> 夜間 <u>39</u>

表15-1 (6) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-4-2 表8-4-4 調査期間	注 —	注 2) 調査は測定上、同条件の2回（平日でかつ低周波音が平均的な状況を呈する日）に分けて実施した。
8-4-12 図8-4-4(1) 予測位置詳細図及び予測断面	—	予測位置及び横断図の修正
8-4-18 表8-4-8 予測条件	高架高さ 1 知多市長浦 <u>9.1</u>	高架高さ 1 知多市長浦 <u>10.0</u>
8-5-9 (1) 環境保全措置の検討の状況	—	・公共用水域において工事を実施する場合には、仮縫切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。
8-6-12 a) 地下水位低下量予測の概要	$\Delta s(r) = \frac{\Delta S}{\log_{10} \{(R + r_w)/r_w\}} \log_{10} \frac{r + r_w}{r_w}$	$\Delta s(r) = \Delta S - \frac{\Delta S}{\log_{10} \{(R + r_w)/r_w\}} \log_{10} \frac{r + r_w}{r_w}$
8-6-16 (2) 環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。
8-6-16 表8-6-15 環境保全措置の内容	掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、… —	詳細設計にあたって綿密な地質調査等を行い、地質構造を把握した上で、掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…  注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定する。
8-6-17 表8-6-16 事後調査の項目及び手法	※専門家の助言を踏まえながら実施する。	※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら実施する。
8-7-4 予測式	$\Delta s(r) = \frac{\Delta S}{\log_{10} \{(R + r_w)/r_w\}} \log_{10} \frac{r + r_w}{r_w}$	$\Delta s(r) = \Delta S - \frac{\Delta S}{\log_{10} \{(R + r_w)/r_w\}} \log_{10} \frac{r + r_w}{r_w}$
8-7-7 (2) 環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。

表15-1 (7) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-7-7 表8-7-7(1) 環境保全措置の内容	掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、… —	詳細設計にあたって綿密な地質調査等を行い、地質構造を把握した上で、掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…  注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定する。
8-7-8 表8-7-7(2) 環境保全措置の内容	工事中の観察結果に応じた適切な対策を行う。 —	地下水位や地盤の変位の計測・監視等により工事の影響を常に把握しながら適切な施工管理を行うなど、工事中の観察結果に応じた適切な対策を行う。  注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術動向や専門家の助言等を踏まえて決定する。
8-7-8 表8-7-8 事後調査の項目及び手法	※専門家の助言を踏まえながら実施する。	※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら実施する。
8-9-37 表8-9-15(1) 重要な種に係る影響要因及び予測結果総括表（動物）	工事の実施の予測結果 ハチクマ、サシバ、ハイイロチュウヒ III	工事の実施の予測結果 ハチクマ、サシバ、ハイイロチュウヒ IV
8-9-50 表8-9-25 重要な鳥類の予測結果	ツミの予測結果 …繁殖に関する行動も確認されなかつたことから、対象道路付近における繁殖の可能性は低く、繁殖や採餌への影響はないと考えられる。 以上のことから、本種の生息環境に影響は生じないと予測される。	ツミの予測結果 …繁殖に関する行動も確認されなかつたが、本種は樹林地の他、平野部の都市公園においても生息し繁殖するとされている。本種の繁殖・採餌環境等となる樹林地や公園・街路樹等は、工事の実施により一部改変されるが、改変量は最小限に抑えるとともに、同様の環境はA・B・C・Dブロックの丘陵地から低地部に広く分布する。 また、道路の存在によって、工事による改変以外に新たな改変はない。 以上のことから、本種の生息環境は残ると予測される。  備考を追加
8-9-67 表8-9-42 重要な爬虫類の予測結果	イシガメの重要性 情報不足(DD)(環境省第4次レッドリスト)	イシガメの重要性 準絶滅危惧(NT)(環境省第4次レッドリスト)

表15-1 (8) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-9-102 (1)環境保全措置の検討の状況	—	・公共用水域において工事を実施する場合には、仮締切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。
8-9-104 (2)環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、専門家の助言等を踏まえながら実施することとする。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。また、環境保全措置は、専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施することとする。
8-9-104 表8-9-78 (1) 環境保全措置の内容	…横断構造物の <u>形状</u> については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する。	…横断構造物の <u>外観</u> については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討するとともに、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じる。  注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。
8-9-105 表8-9-78 (2) 環境保全措置の内容	—	注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。
8-9-105 表8-9-78 (3) 環境保全措置の内容	—	注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。

表15-1 (9) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-9-106 表8-9-78 (4) 環境保全措置の内容	—	<p>なお、橋脚設置位置の検討にあたっては、当該環境保全措置によって他の重要な動植物の生息・生育に影響が生じる可能性についても考慮し、事業実施段階において専門家の助言等をもとに調査及び設計を行うこととする。</p> <p>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</p>
8-9-107 表8-9-79 事後調査の項目及び手法	※専門家の助言を踏まえながら実施する。	※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、 <u>関係機関と連携のもと</u> 実施する。
8-10-13 表8-10-7 現地調査により確認された重要な種（植物）	—	ウンヌケの重要種選定基準 レッド欄にVUを追加
8-10-24 表8-10-16 重要な植物の予測結果	ウンヌケの重要性 準絶滅危惧(NT)（レッドデータブックあいち2009）	ウンヌケの重要性 準絶滅危惧(NT)（レッドデータブックあいち2009） 絶滅危惧 II類(VU)（環境省第4次レッドリスト）
8-10-26 (1)環境保全措置の検討の状況	—	・公共用水域において工事を実施する場合には、仮縫切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。
8-10-28 (2)環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、専門家の助言等を踏まえながら実施することとする。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。また、環境保全措置は、専門家の助言等を踏まえながら、 <u>関係機関と連携のもと</u> 実施することとする。
8-10-28～29 表8-10-19 環境保全措置の内容	—	注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。

表15-1 (10) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-10-30 表8-10-20 事後調査の項目及び手法	※専門家の助言を踏まえながら実施する。	※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、 <u>関係機関と連携のもと</u> 実施する。
8-11-11 表8-11-5 低地～丘陵地の耕作地に生息・生育する主な動植物種	—	キツネを追加
8-11-12 図8-11-4 低地～丘陵地の耕作地における食物連鎖の関係	—	キツネを追加
8-11-13 図8-11-5 低地～丘陵地の耕作地の模式図	—	キツネを追加
8-11-14 表8-11-6 低地～丘陵地の耕作地の生態系において抽出した注目種・群集	—	キツネを追加
8-11-21 表8-11-11 注目種・群集に係る影響要因及び予測結果総括表	—	キツネを追加
8-11-22 表8-11-12(1) 注目種・群集の予測結果	—	キツネを追加
8-11-23 c) 生態系への影響	…上位性の注目種であるオオタカの生息環境に…	…上位性の注目種である <u>キツネ及び</u> オオタカの生息環境に…
8-11-24 (1)環境保全措置の検討の状況	—	・公共用水域において工事を実施する場合には、仮締切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。
8-11-25 表8-11-13 環境保全措置の検討の状況	保全対象 ホンドタヌキ  検討内容 ホンドタヌキの生息環境となる…	保全対象 <u>キツネ、ホンドタヌキ</u>  検討内容 <u>キツネやホンドタヌキの生息環境となる…</u>

表15-1 (11) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-11-26 (2)環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、専門家の助言等を踏まえながら実施することとする。	<u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。また、環境保全措置は、専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施することとする。</u>
8-11-26 表8-11-14 (1) 環境保全措置の内容	保全対象 ホンドタヌキ 検討内容 ホンドタヌキの生息環境となる…  …横断構造物の <u>形状</u> については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する。  —	保全対象 <u>キツネ、ホンドタヌキ</u> 検討内容 <u>キツネやホンドタヌキの生息環境となる…</u>  …横断構造物の <u>外観</u> については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する上ともに、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じる。  <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>
8-11-26～27 表8-11-14 (2)、(4) 環境保全措置の内容	—	<u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>
8-11-27 表8-11-14 (3) 環境保全措置の内容	—	<u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>
8-11-28 表8-11-15 事後調査の項目及び手法	※専門家の助言を踏まえながら実施する。	<u>※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施する。</u>
8-11-29 ①回避又は低減に係る評価	…予測されたホンドタヌキ、オオタカ、…	…予測された <u>キツネ、ホンドタヌキ、オオタカ、…</u>
8-12-5～8 表8-12-3 調査結果	—	眺望景観の撮影範囲を図示

表15-1 (12) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
8-12-14 (1) 環境保全措置の検討の状況	…調和したものとなるように努める。	…調和したものとなるように努める。また、遮音壁についても同様に周辺景観と調和したものとなるよう努める。
8-14-6 (2) 環境保全措置の実施の内容	なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。	環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。
8-14-6 表8-14-5 環境保全措置の内容	—	注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、関係機関との協議を踏まえて決定する。
8-15-3 表8-15-3 建設副産物(建設発生土以外)に係る再資源化等の目標値	注) 建設発生木材及び建設汚泥に係る目標値については、縮減率(焼却、脱水等による減量化率)を含む。	注) 建設汚泥に係る目標値については、縮減率(脱水等による減量化率)を含む。
9-2 表9-1(1) 環境保全措置	<p>地盤沈下・地下水の利用の内容 掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…</p> <p>工事中の観察結果に応じた適切な対策を行う。</p> <p>動物の内容 …横断構造物の形状については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する。</p>	<p>地盤沈下・地下水の利用の内容 詳細設計にあたって綿密な地質調査等を行い、地質構造を把握した上で、掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…</p> <p>地下水位や地盤の変位の計測・監視等により工事の影響を常に把握しながら適切な施工管理を行うなど、工事中の観察結果に応じた適切な対策を行う。</p> <p>動物の内容 …横断構造物の外観については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討するとともに、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じる。</p>
9-3 表9-1(2) 環境保全措置	動物の内容 —	動物の内容 なお、橋脚設置位置の検討にあたっては、当該環境保全措置によって他の重要な動植物の生息・生育に影響が生じる可能性についても考慮し、事業実施段階において専門家の助言等をもとに調査及び設計を行うこととする。

表15-1 (13) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書																																
9-4 表 9-1(3) 環境保全措置	<p>生態系の保全対象 ホンドタヌキ</p> <p>生態系の内容 ホンドタヌキの生息環境となる…</p> <p>…横断構造物の<u>形状</u>については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する。</p> <p>—</p>	<p>生態系の保全対象 <u>キツネ、ホンドタヌキ</u></p> <p>生態系の内容 <u>キツネやホンドタヌキの生息環境となる…</u></p> <p>…横断構造物の<u>外観</u>については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討するとともに、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じる。</p> <p><u>注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、第8章の各節を参照。</u></p>																																
10-1～2 表 10-1～2 事後調査の内容	調査手法 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。	調査手法 ※ <u>調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら実施する。</u>																																
10-3～7 表 10-3～5 事後調査の内容	調査手法 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。	調査手法 ※ <u>調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施する。</u>																																
11-1 第11章 環境影響の総合的な評価	<u>なお、工事中及び供用後において、現段階で予測し得なかった環境保全上の著しい影響が生じた場合には、専門家の指導・助言を得ながら適切な措置を講じることとする。</u>	<u>なお、事業者は、工事中及び供用後の生活環境及び自然環境への影響について、現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討する。その上で、調査・予測・評価の再実施及び必要な環境保全措置の検討を行い、それらの内容を公表するとともに、専門家の助言等を踏まえて適切な措置を講じることとする。</u>																																
11-2 表11-1(1) 環境影響評価の概要	<p>二酸化窒素の予測結果</p> <table> <tr> <td>9 常滑市大塚町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄与濃度</td> <td><u>0.0003</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>0.0123</u></td> </tr> <tr> <td>年間98%値</td> <td><u>0.027</u></td> </tr> </table> <table> <tr> <td>10 常滑市金山</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄与濃度</td> <td><u>0.0004</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>0.0124</u></td> </tr> <tr> <td>年間98%値</td> <td><u>0.027</u></td> </tr> </table>	9 常滑市大塚町		寄与濃度	<u>0.0003</u>	合計	<u>0.0123</u>	年間98%値	<u>0.027</u>	10 常滑市金山		寄与濃度	<u>0.0004</u>	合計	<u>0.0124</u>	年間98%値	<u>0.027</u>	<p>二酸化窒素の予測結果</p> <table> <tr> <td>9 常滑市大塚町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄与濃度</td> <td><u>0.0000</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>0.0120</u></td> </tr> <tr> <td>年間98%値</td> <td><u>0.026</u></td> </tr> </table> <table> <tr> <td>10 常滑市金山</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄与濃度</td> <td><u>0.0001</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>0.0121</u></td> </tr> <tr> <td>年間98%値</td> <td><u>0.026</u></td> </tr> </table>	9 常滑市大塚町		寄与濃度	<u>0.0000</u>	合計	<u>0.0120</u>	年間98%値	<u>0.026</u>	10 常滑市金山		寄与濃度	<u>0.0001</u>	合計	<u>0.0121</u>	年間98%値	<u>0.026</u>
9 常滑市大塚町																																		
寄与濃度	<u>0.0003</u>																																	
合計	<u>0.0123</u>																																	
年間98%値	<u>0.027</u>																																	
10 常滑市金山																																		
寄与濃度	<u>0.0004</u>																																	
合計	<u>0.0124</u>																																	
年間98%値	<u>0.027</u>																																	
9 常滑市大塚町																																		
寄与濃度	<u>0.0000</u>																																	
合計	<u>0.0120</u>																																	
年間98%値	<u>0.026</u>																																	
10 常滑市金山																																		
寄与濃度	<u>0.0001</u>																																	
合計	<u>0.0121</u>																																	
年間98%値	<u>0.026</u>																																	

表15-1 (14) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-2 表11-1(1) 環境影響評価の概要	<p>浮遊粒子状物質の予測結果</p> <p>9 常滑市大塚町 寄与濃度 <u>0.00003</u> 合計 <u>0.02303</u></p> <p>10 常滑市金山 寄与濃度 <u>0.00003</u> 合計 <u>0.03003</u></p> <p>二酸化窒素の評価結果</p> <p>9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.0123</u> 年間98%値 <u>0.027</u></p> <p>10 常滑市金山 年平均値 <u>0.0124</u> 年間98%値 <u>0.027</u></p> <p>浮遊粒子状物質の評価結果</p> <p>9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.02303</u></p> <p>10 常滑市金山 年平均値 <u>0.03003</u></p>	<p>浮遊粒子状物質の予測結果</p> <p>9 常滑市大塚町 寄与濃度 <u>0.00000</u> 合計 <u>0.02300</u></p> <p>10 常滑市金山 寄与濃度 <u>0.00001</u> 合計 <u>0.03001</u></p> <p>二酸化窒素の評価結果</p> <p>9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.0120</u> 年間98%値 <u>0.026</u></p> <p>10 常滑市金山 年平均値 <u>0.0121</u> 年間98%値 <u>0.026</u></p> <p>浮遊粒子状物質の評価結果</p> <p>9 常滑市大塚町 年平均値 <u>0.02300</u></p> <p>10 常滑市金山 年平均値 <u>0.03001</u></p>
11-7 表11-1(6) 環境影響評価の概要	<p>二酸化窒素の評価結果</p> <p>年平均値 1 東海市大田町 <u>0.0229</u> 5 知多市日長2 <u>0.0132</u> 9 常滑市金山 <u>0.0123</u></p> <p>浮遊粒子状物質の評価結果</p> <p>年平均値 1 東海市大田町 <u>0.03348</u> 4 知多市日長1 <u>0.02296</u> 5 知多市日長2 <u>0.02299</u> 9 常滑市金山 <u>0.03005</u></p>	<p>二酸化窒素の評価結果</p> <p>年平均値 1 東海市大田町 <u>0.0228</u> 5 知多市日長2 <u>0.0131</u> 9 常滑市金山 <u>0.0122</u></p> <p>浮遊粒子状物質の評価結果</p> <p>年平均値 1 東海市大田町 <u>0.03308</u> 4 知多市日長1 <u>0.02306</u> 5 知多市日長2 <u>0.02309</u> 9 常滑市金山 <u>0.03002</u></p>
11-8 表11-1(7) 環境影響評価結果の概要	<p>環境保全措置</p> <p><u>なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。</u></p>	<p>環境保全措置</p> <p><u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、法令を準拠するよう適切に検討し、検討にあたっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表することとする。</u></p> <p><u>注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定する。</u></p> <p>環境保全措置の効果の追加</p>

表15-1 (15) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-10 表11-1(9) 環境影響評価結果の概要	予測結果 —	予測結果 4) 表中の既存道路の予測結果は、対象道路ができることに伴い、既存道路の交通量の変化による影響の程度を示している。 6) 予測値に※がついた地点は、既存道路から相当程度遠い、もしくは、その予測値が周辺の一般環境騒音と比べて小さいことから、対象道路のみに面する地域に存在するとみなしている。
11-10 表11-1(9) 環境影響評価結果の概要	環境保全措置 なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、遮音壁の高さ、設置範囲、構造等については、事業実施段階で適切に検討する。 —	環境保全措置 環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、土地利用状況、住居等の立地状況を踏まえながら、遮音壁の高さ、設置範囲、構造等について適切に検討し、検討にあたっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表することとする。  注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術動向を踏まえて決定する。
11-11 表11-1(10) 環境影響評価の概要	6 知多市金沢 背後地 1.2m 夜間 対象道路予測結果 64	6 知多市金沢 背後地 1.2m 夜間 対象道路予測結果 54
11-11～12 表11-1(10)(11) 環境影響評価結果の概要	予測結果 —  環境保全措置 —	予測結果 4) 表中の既存道路の予測結果は、対象道路ができるとに伴い、既存道路の交通量の変化による影響の程度を示している。 6) 予測値に※がついた地点は、既存道路から相当程度遠い、もしくは、その予測値が周辺の一般環境騒音と比べて小さいことから、対象道路のみに面する地域に存在するとみなしている。  環境保全措置 環境保全措置の効果の追加
11-15 表11-1(14) 環境影響評価の概要	評価結果 5 知多市日長2 昼間 46 夜間 44 6 知多市金沢1 昼間 47 7 知多市金沢2 昼間 41 夜間 40	評価結果 5 知多市日長2 昼間 47 夜間 45 6 知多市金沢1 昼間 46 7 知多市金沢2 昼間 40 夜間 39

表15-1 (16) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-17 表11-1(16) 環境影響評価の概要	環境保全措置 —	環境保全措置 ・ <u>公共用水域において工事を実施する場合には、仮縫切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。</u>
11-18 表11-1(17) 環境影響評価の概要	環境保全措置 <u>なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。</u>  掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…  —  事後調査 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。	環境保全措置 <u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。</u>  <u>詳細設計にあたって綿密な地質調査等を行い、地質構造を把握した上で、掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…</u>  <u>注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定する。</u>  事後調査 ※ <u>調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら実施する。</u>
11-19 表11-1(18) 環境影響評価の概要	環境保全措置 <u>なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。</u>  掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…  —	環境保全措置 <u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。</u>  <u>詳細設計にあたって綿密な地質調査等を行い、地質構造を把握した上で、掘削箇所の周囲に止水性のある土留壁を設置し、…</u>  <u>注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針等を踏まえて決定する。</u>

表15-1 (17) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-19 表11-1(18) 環境影響評価の概要	環境保全措置 工事中の観察結果に応じた適切な対策を行う。  —  事後調査 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。	環境保全措置 <u>地下水位や地盤の変位の計測・監視等により工事の影響を常に把握しながら適切な施工管理を行うなど、工事中の観察結果に応じた適切な対策を行う。</u>  <u>注) 環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術動向や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>  事後調査 ※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら実施する。
11-21 表11-1(20) 環境影響評価の概要	環境保全措置 —  なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、専門家の助言等を踏まえながら実施することとする。  …横断構造物の <u>形状</u> については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する。	環境保全措置 <u>・公共用水域において工事を実施する場合には、仮縫切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。</u>  環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。また、環境保全措置は、専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施することとする。  …横断構造物の <u>外観</u> については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討するとともに、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じる。

表15-1 (18) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-21 表11-1(20) 環境影響評価の概要	環境保全措置 —  事後調査 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。	環境保全措置 <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>  事後調査 <u>※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施する。</u>
11-22 表11-1(21) 環境影響評価結果の概要	環境保全措置 —	環境保全措置 <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>  <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>  <u>なお、橋脚設置位置の検討にあたっては、当該環境保全措置によって他の重要な動植物の生息・生育に影響が生じる可能性についても考慮し、事業実施段階において専門家の助言等をもとに調査及び設計を行うこととする。</u>  <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>
11-23 表11-1(22) 環境影響評価の概要	環境保全措置 —	環境保全措置 <u>・公共用水域において工事を実施する場合には、仮締切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。</u>

表15-1 (19) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-23 表11-1(22) 環境影響評価の概要	環境保全措置 <u>なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、専門家の助言等を踏まえながら実施することとする。</u>	環境保全措置 <u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。また、環境保全措置は、専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施することとする。</u>  <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>
	事後調査 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。	事後調査 ※ <u>調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施する。</u>
11-24 表11-1(23) 環境影響評価結果の概要	環境保全措置 —	環境保全措置 <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術動向や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u>
11-25 表11-1(24) 環境影響評価の概要	調査結果 — 予測結果 — 環境保全措置 —	調査結果 上位性にキツネを追加  予測結果 キツネを追加  環境保全措置 <u>・公共用水域において工事を実施する場合には、仮締切りや切回し水路の設置等によって、水底の掘削等に伴う濁水の流出防止に十分配慮するとともに、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においても濁水の流出防止に十分配慮する。</u>

表15-1 (20) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-25 表11-1(24) 環境影響評価の概要	<p>環境保全措置</p> <p><u>なお、環境保全措置の実施主体は事業者であり、専門家の助言等を踏まえながら実施することとする。</u></p> <p>…横断構造物の<u>形状</u>については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討する。</p> <p>保全対象 ホンドタヌキ 検討内容 ホンドタヌキの生息環境となる…</p> <p>—</p> <p>事後調査 ※専門家の助言を踏まえながら実施する。</p> <p>評価結果 …予測されたホンドタヌキ、オオタカ、…</p>	<p>環境保全措置</p> <p><u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、専門家の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。また、環境保全措置は、専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施することとする。</u></p> <p><u>…横断構造物の外観については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討するとともに、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じる。</u></p> <p>保全対象 <u>キツネ、ホンドタヌキ</u> 検討内容 <u>キツネやホンドタヌキの生息環境となる…</u></p> <p><u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u></p> <p>事後調査 <u>※調査頻度等、具体的な手法は専門家の助言等を踏まえながら、関係機関と連携のもと実施する。</u></p> <p>評価結果 <u>…予測されたキツネ、ホンドタヌキ、オオタカ、…</u></p>

表15-1 (21) 準備書の記載事項の修正内容

評価書のページ	準備書	評価書
11-26 表11-1(25) 環境影響評価の概要	<p>予測結果 …上位性の注目種であるオオタカの生息環境に…</p> <p>環境保全措置 —</p>	<p>予測結果 …上位性の注目種である<u>キツネ及び</u>オオタカの生息環境に…</p> <p>環境保全措置  <u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u></p> <p><u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、工事に必要な詳細構造の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u></p> <p><u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、最新の技術指針や専門家の助言等を踏まえて決定する。</u></p>
11-27 表11-1(26) 環境影響評価の概要	<p>環境保全措置 …調和したものとなるように努める。</p>	<p>環境保全措置  <u>…調和したものとなるように努める。また、遮音壁についても同様に周辺景観と調和したものとなるよう努める。</u></p>
11-29 表11-1(28) 環境影響評価の概要	<p>環境保全措置  <u>なお、環境保全措置の実施主体は事業者である。</u></p> <p>—</p>	<p>環境保全措置  <u>環境保全措置の実施主体は事業者であり、環境保全措置の具体化にあたっては、事業実施段階において、関係機関の意見や検討にあたっての主要な論点、その対応方針等を適切に公表することとする。</u></p> <p><u>注)環境保全措置の具体化の検討を行う時期は、実測路線測量に基づいた路線の基本寸法及び主要構造物の位置、概略形式の設計段階とし、関係機関との協議を踏まえて決定する。</u></p>